

平 29 福情答申第 5 号

平成 29 年 11 月 27 日

福岡市教育委員会 様

(教育委員会総務部 (コンプライアンス推進担当))

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 11 月 4 日付け教教第 1409 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「2016 年 5 月に西日本新聞で報道された「城南区校長減給処分 (喫煙をともなう処分) についてわかるもの一切。

- ・ 事実関係, 事情聴取, 弁明書, 処分内容, 処分理由説明書
- ・ 処分内容について, 事件後の学校・教委のとりくみのわかるもの」の一部公開決定の件

答 申

第 1 審査会の結論

「2016 年 5 月に西日本新聞で報道された「城南区校長減給処分（喫煙をともなう処分）についてわかるもの一切・事実関係，事情聴取，弁明書，処分内容，処分理由説明書・処分内容について，事件後の学校・教委のとりくみのわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は，妥当である。

第 2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は，平成 28 年 8 月 23 日付け教教第 899-001 号で実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成 28 年 8 月 12 日，審査請求人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成 28 年 8 月 23 日，条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い，その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成 28 年 9 月 14 日，審査請求人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して本件審査請求を行った。

第 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書及び反論意見書において，概ね次のように主張している。

- (1) 学校名，校長名，陳述内容等が非公開であったが，非公開は妥当ではない。

本件公開請求に関して、原則公開するとの裁決を求める。(生年月日の公表は求めない)

(2) 開示された文書では、城南区小学校というのは公表してあるから、学校名等を公表しても問題はない。当然、地域住民は、認識しているところであり、学校名等を公表しない理由はない。

(3) 学校における敷地内禁煙後の「敷地内喫煙」については、他の自治体において、敷地内喫煙の実態がある中学校名が明らかになっている。学校名が明らかになったら自動的に校長名も明らかになるので、本件請求においても、少なくとも、学校名・校長名は明らかにされるべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 29 年 6 月 21 日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件処分に至るまでの経緯

審査請求人が「平成 28 年度に城南区の市立小学校長を減給処分した事案（敷地内喫煙）について分かるもの一切」について、公文書公開請求を行い、それに対する一部公開決定について、文書中の個人情報該当部分及び市の機関の内部における審議に該当する部分を非公開としたことについて、非公開にする正当な理由がないとしてこの決定を不服とし、審査請求を行ったと思われる。

(3) 弁明の趣旨及びその理由

勘案書（審査会注：「●●小学校・校長・職務命令違反及び虚偽報告」）に記載の職員 6 名の服務上の措置種類部分及び陳述録取書に記載の陳述内容確認日を非公開としていたが、当該箇所については、審査請求人の主張を認め公開する。

その余の部分の非公開に係る決定については、以下の理由により適法かつ妥当な処分である。

① 非公開部分が福岡市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当することについて

氏名、生年月日及び職歴は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるものであり、福岡市情報公開条例第7条第1号に該当し、「非公開情報」である。また、学校名についても、当該個人の所属名という個人に関する情報であり、公開している職名と照合することで特定の個人を識別できるものであるから「非公開情報」である。

② 非公開部分が条例第7条第4号に該当することについて

被処分者及び被措置者の陳述内容並びに量定決定に当たっての考慮点を公開した場合、将来において、処分又は措置を受ける可能性のある者が、処分庁による聴取の前に、過去の類似事案の被処分者及び被措置者の陳述内容並びにそれを含めた事実確認による量定決定に当たっての考慮点を把握し、自身の聴取において事実の聴取と異なる申立てを行うおそれがあり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。よって、非公開部分は条例第7条第4号に該当する。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 実施機関が本件決定時に特定した本件対象文書は、当該処分案件に係る「勘案書」、「陳述録取書」、「処分説明書」、記者発表資料、各学校・園長宛通知であり、本件決定時においては、「勘案書」、「陳述録取書」、「処分説明書」中の、被処分者及び被措置者（以下「当該被処分者等」という。）の氏名、生年月日、学校名（学校名を特定できる情報を含む）、職歴（異動歴）、服務上の措置種類部分、陳述内容確認日、陳述内容、量定決定に当たっての考慮点を条例第7条第1号又は第4号の非公開情報に該当するとして被覆した上で公開している。
- (2) しかし、実施機関が、弁明意見書及び口頭意見陳述において同条第4号の該当性について主張した内容は、同条第5号の規定の趣旨に沿ったものと認められ、実施機関に確認したところ、これに同意した。
- (3) 審査請求人は、審査請求書において、当該被処分者等の生年月日の公開は求めないとしており、また、実施機関は、本件決定後に、服務上の措置種類

部分及び陳述内容確認日については審査請求人の主張を認め公開しているため、当審査会は、本件対象文書で実施機関が被覆をおこなった部分のうち、氏名、学校名、職歴、陳述内容及び量定決定にあたっての考慮点にかかる部分について、条例第7条第1号及び第5号に規定する非公開情報に該当するか、以下検討する。

2 条例第7条について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、同号ただし書のウの規定は、行政の説明責任と公務員等のプライバシー保護との調和を図る観点から、公務員等の職務の遂行に係る情報である場合において、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号（以下「第5号」という。）は、市の機関等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報としている。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較考量した結果、公にすることによる利益との公共性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

3 条例第7条該当性について

(1) 氏名、学校名、職歴について

第1号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を非公開とする個人情報から除外している。

しかし、職員が地方公務員法等の法令の規定に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは義務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合になされる処分の情報は、当該職員の身分取扱い上の処遇に関する情報であり、個人としての名誉、資質等に関わる当該職員の固有の情報であって、第1号ただし書きのウの「職務の遂行に係る情報」（当該活動についての情報）には当たらないと解され、本件処分に係る被処分者等の氏名は第1号に規定する非公開情報に該当し、学校名及び職歴についても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、併せて第1号の規定の非公開情報に該当する。

(2) 陳述内容及び量定決定にあたっての考慮点について

ア まず、実施機関が行った事情聴取に応じて当該被処分者等が陳述した内容にかかる部分について検討する。

通常、非違行為等を行った職員が行う陳述は、職務命令として行われるものであり、職員はこれに応じる義務があると解されるが、いかなる供述を行うかは実施機関が強制し得るものではなく、職員に自己に不利なことを含め事実や心情等を率直に述べてもらうためには、供述内容は秘密とすることが前提とされていると考えられ、本件事案についても同様であったものと考えられる。

また、仮に陳述内容を公開することになれば、今後、当事者が、自己の供述内容が公開されることを憂慮し、事実をありのままに述べることに消極的になるなど、処分を決定するに当たって必要とされる具体的、客観的情報が十分に得られなくなるおそれがあるものと認められる。

イ 次に、実施機関が懲戒処分等を行うに当たって、具体的に考慮し着眼した点や判断の考察過程を示した部分である量定決定にあたっての考慮点について検討する。

実施機関が本件懲戒処分等を行うに当たって具体的にどのような点を重

視し、いかなる事情を有利あるいは不利に斟酌し、どのような考察を経て最終的な量定に至ったかなどの詳しい量定決定の基準又はその過程は、本来すべての個別の懲戒事案ごとにそれぞれ微妙に異なるものであるから、これらの情報を公にした場合には、各事案に関与した当事者や関係者がそのことを十分に理解せず、自らに下された量定内容に対し、少なからざる誤解を生じ、混乱を招くことが予想され、ひいては人事行政の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるものと認められる。

ウ 以上により、本件対象文書のうち、当該被処分者等が陳述内容を記載した部分並びに懲戒処分等の量定決定に当たっての考慮点が見られる部分について、第5号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

4 付言

当審査会は、本件対象文書のうち被処分者である校長の年齢及び性別を公開していることについて、本件結論に至る判断とは別に、情報公開制度が適切かつ円滑に運営される前提となる適正な公文書の管理及び個人情報の取扱いの観点から、以下のとおり付言する。

実施機関は、懲戒処分を行った場合、「福岡市教育委員会職員懲戒処分の指針」に沿って「年齢」を公表することとしている。また、同指針には記載がないが、「性別」についても公表していることが認められる。

「年齢」、「性別」については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる場合は第1号に該当する個人情報と考えられ、懲戒処分の決定時に公表した場合であっても、情報公開制度の下においては一般的な公開請求と変わるところはなく、同様の取扱いがなされるべきである。

特に「性別」については、実施機関は、本件公開請求に対し、当該校長の性別（「男性」）を公開しているが、当該校長が仮に「女性」であった場合、対象者が限定され個人が特定される可能性は否定できない。

また、「性別」を被覆して公開したとしても、現在の慣行から男性でないことが容易に推測されうると考えられる。

よって、当審査会としては、実施機関に対し、公開請求における性別の取扱

いについて検討を求めるものである。

以上により、本件決定について「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 11 月 4 日	実施機関からの諮問
平成 29 年 3 月 24 日	実施機関が弁明意見書を提出
平成 29 年 5 月 8 日	審査請求人が反論意見書提出
平成 29 年 6 月 21 日	実施機関からの意見聴取
平成 29 年 7 月 19 日	審議
平成 29 年 8 月 31 日	審議

第6 答申に関与した委員

田邊 宜克，北坂 尚洋，勢一 智子，山下 亜紀子